

放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文
○放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（資料の提出）</p> <p>第七条 法第五十三条の八の規定により総務大臣が資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 協会 次に掲げる事項イ・ロ （略）ハ 法第四条第一項の規定による訂正又は取消しの放送に関する事項ニ〜チ （略）二 学園三 一般放送事業者（受託放送事業者を除く。） （略）四 受託放送事業者 （略）五 有料放送管理事業者 法第五十二条の六の五の規定による有料放送管理業務に関する業務の実施方針の策定及び公表その他の適正かつ確実な運営を確保するための措置に関する事項	<p>（資料の提出）</p> <p>第七条 法第五十三条の八の規定により総務大臣が資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる放送事業者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 （同上）イ・ロ （同上）ハ （同上）ニ〜チ （同上）二 （同上）三 （同上）四 （同上）